

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除を行ったことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成15年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成13年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

(1)「住宅取得資金の贈与」

父母又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件の下で1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。

(2)「納税猶予」

贈与者の推定相続人で、かつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の税率等（平成14年分）

課税価格 税率等	1,500 千円 以下	2,000 千円 以下	2,500 千円 以下	3,500 千円 以下	4,500 千円 以下	6,000 千円 以下	8,000 千円 以下	10,000 千円 以下	15,000 千円 以下	25,000 千円 以下	40,000 千円 以下	1億円 以下	1億円 超
税 率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 35	% 40	% 45	% 50	% 55	% 60	% 65	% 70
控除額	千円 -	千円 75	千円 175	千円 300	千円 475	千円 700	千円 1,000	千円 1,400	千円 1,900	千円 2,650	千円 3,900	千円 5,900	千円 10,900

4 贈与税の主な諸控除

(1)「配偶者控除」

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

(2)「基礎控除」

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。